

港湾施設の総点検の実施について

国土交通省 港湾局

平成25年11月6日

港湾施設の総点検の実施

港湾施設の総点検の概要

公共土木施設の経年劣化に関する懸念が一層高まっていることを踏まえ、港湾施設の老朽化による機能不全対策等に適切に対応するため、臨港道路トンネルについて一斉に緊急点検を実施。さらに著しく老朽化が進行した外郭施設、係留施設、臨港交通施設について集中点検を実施。

【港湾施設(臨港道路トンネル)の緊急点検・不具合対応】

所有者	対象	施設数	うち点検施設数	点検方法	うち不具合施設数	対応済み施設数	点検及び不具合対応時期
国	吊り天井を有するトンネル	1	1	近接目視、 打音・触診 等	1	1	H24.12 (不具合対応含む)
	トンネル内附属物を有するトンネル	5	5		3	3	H24.12～H25.6.末 (不具合対応含む)
港湾 管理者	吊り天井を有するトンネル	1	1		0	0	H24.12
	トンネル内附属物を有するトンネル	29	29		15	15	H24.12～H25.6.末 (不具合対応含む)

【港湾施設の集中点検】

所有者	対象	施設数	うち点検施設数	点検時期	点検方法
国	係留施設	約3,200	約810	H25.1～H25.6.末	空洞化調査、洗掘調査、鋼材腐食調査等
	外郭施設				洗掘調査、側面損傷調査等
	臨港交通施設 (トンネルを除く)				打音検査、遠望目視及び非破壊検査等
港湾 管理者	不特定多数の人々が 利用する港湾施設等	約23,000	約6,900	H25.2～H25.6.末(詳細点検 ※1を行う場合H26.3.末)	目視・簡易計測を主体とした一般的な点検

※1 詳細点検：電磁波レーダー、超音波厚み計等を使用した高度な方法による点検



更新・改良の必要性があると判断された施設について速やかな対策の実施